

大宰府史跡指定100年事業ロゴマーク使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大宰府史跡指定100年事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの著作権)

第2条 ロゴマークに関する著作権は、福岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に帰属する。

(ロゴマークの使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（以下「申請書」という。）により県教育委員会に申請し、承認を得た後、使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。

- (1) 行政機関及び学校教育機関が使用するとき。
- (2) 公益財団法人古都大宰府保存協会が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、県教育委員会教育長が適当と認めたとき。

2 申請を省略できる場合であっても、使用が第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用は認めない。

(使用の範囲)

第4条 県教育委員会は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。又、既に使用している場合は、使用の中止を命ずることができる。

- (1) 大宰府史跡指定100年事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動に利用される恐れがあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがあるとき。
- (4) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反する恐れがあるとき。
- (6) その他、県教育委員会教育長が不適當と認めたとき。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(図柄等)

第6条 ロゴマークのデザインは別紙のとおりとする。

2 使用者が、ロゴマークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、モノクロで使用しても差し支えない。

(事故、苦情等の処理)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、県教育長はその責めを負わないものとする。

(その他)

第8条 県教育委員会教育長は、ロゴマークの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附 則

この基準は、平成30年12月14日から施行する。